

環境情報発信番組制作事業委託業務仕様書

1 名称

環境情報発信番組制作事業委託業務

2 目的

令和元年度に行った環境に関する県民意識調査では、約7割が「環境に非常に関心がある」又は「関心がある」と回答している一方、約5割が「日常生活において環境に配慮した行動を全くしていない」又は「あまりしていない」と回答しており、県民の行動変容に至るまでは十分な効果が発揮できていないことがうかがえる。

このことから、行動変容につながる効果的な情報発信として、環境問題による日常生活への影響やその対策を多角的な視点から取り上げたテレビ番組を制作し、放映することで、県民がより具体的にかつ身近なものとして環境問題を認識するとともに、今まで関心のなかった県民に対しても新たな気づきの機会を提供することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月 29 日まで

4 委託業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、決定する。

(1) 番組について

ア 内容

環境問題による日常生活への影響やその対策を多角的な視点から取り上げたテレビ番組を制作し、放映する。

イ 放送時間

30分(30分×1枠～5分×6枠など)

ウ 放送地域

愛媛県内(必須)、日本国内(任意)

エ 放送媒体

地上波(必須)、BS放送、CS放送等(任意)

オ 放送回数

1回以上

(2) 番組制作における注意点

- ・日常生活に関連する様々な場面において環境問題から生じる影響等を専門家や関係団体等に取材し、県民に分かりやすく発信するとともに、日常生活で取り組むことができる対策や取組事例を紹介すること。
- ・放送日時は、県と協議の上、決定すること。
- ・放送曜日と放送時間帯は、可能な限り視聴率のよい曜日・時間帯とすること。
- ・番組制作にあたっては、企画に沿った取材・撮影を行うとともに、自社の保有する資料映像

等も使用し、どの世代が視聴しても環境問題等について、興味関心を持つような内容とすること。

- ・別途、県が委託する「プロスポーツと連携した環境啓発事業委託業務」について、番組内で取り上げること。
- ・放映後は、Youtube 等でアーカイブ配信するなど継続的に視聴できるようにすること。

(3) 成果物

成果物を収録した DVD(1点)と映像データ(mp4 形式)を納品すること。

(4) その他

- ・受託者は協力者等に関する交渉を行い、肖像権及び著作権等に関わる調整を行う。第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- ・業務の遂行状況について随時県へ報告を行うこと。
- ・番組の完成までに県による内容確認及び修正協議の場を設けること。

5 留意事項

- (1) 受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) 業務の遂行状況について随時県へ報告を行うこと。
- (3) 委託内容に係る全ての経費は、受託者が負担すること。また、仕様書に明記がないものが発生した場合の経費も原則として受託者が負担すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、必要に応じその都度、県と協議の上処理するものとする。
- (5) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 「三浦保」愛基金のロゴを入れること。(別途要領を提示)

6 問合せ先及び書類の提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境・ゼロカーボン推進課 環境企画 G

電話 089-912-2346 FAX089-912-2344 E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp